吸収信託分割の公告

みずほ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、令和八年二月二十六日付で左記一の分割信託及び承継信託について吸収信託分割を行いますので、公告します。この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、分割信託及び承継信託の特定

（一）分割信託

ア　信託の当事者

委託者兼受益者　東京都中央区銀座六丁目九番二号　黒沢不動産株式会社

受託者　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号　みずほ信託銀行株式会社

イ　信託の年月日　平成二十九年九月二十五日

ウ　信託の契約締結日及び契約名称　平成二十九年九月二十五日付特定包括信託契約書（その後の変更を含む。）

（二）承継信託

ア　信託の当事者

委託者兼受益者　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号　みずほ信託銀行株式会社

受託者　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号　みずほ信託銀行株式会社

イ　信託の年月日　平成二十九年十一月三十日

ウ　信託の契約締結日及び契約名称　平成二十九年十一月三十日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更を含む。）

二、右記一の分割信託及び承継信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の分割信託及び承継信託についての信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十五条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。

三、分割が効力を生ずる日以後の右記一の分割信託及び承継信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号　みずほ信託銀行株式会社　不動産信託部

電話番号　〇三―四三三五―七三七一

令和八年一月二十三日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号　みずほ信託銀行株式会社　支配人　小西　伸幸

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額七十八億七千二百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001014/3xz6/

令和八年一月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ブルーオーシャン特定目的会社　取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三百九十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://snnm.jp/koukoku/nagoya_minato_development_tmk/

令和八年一月二十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　名古屋みなとデベロップメント特定目的会社　取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九十七億二千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三日

掲載頁　五十三頁（号外第一五二号）

令和八年一月二十三日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー　特定目的会社三河ロジデベロップメント　取締役　赤津　忠祐

債権申出の公告（第三回）

当行規約型確定給付企業年金は、令和八年一月一日確定給付企業年金法第八十条第三項の規定により終了の承認があったものとみなされたので、当行規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

長野県長野市青木島一丁目二一番地二号　青木島ＡＰ　Ｂ二〇三

株式会社八十二長野銀行（旧　株式会社長野銀行）

規約型確定給付企業年金清算人　宮崎　孝美

訂正公告

令和八年一月十四日掲載の資本金の額の減少公告中、住所に「東京都渋谷区千駄ヶ谷町三丁目五一番七号」とあるは「東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目五一番七号」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月二十三日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目五一番七号　株式会社ザッパラス　代表取締役　溝上　雅俊

訂正公告

令和八年一月十九日（号外第十一号）掲載の資本金の額の減少公告中、減少する資本金の額「二千三百万円」とあるは「三千三百万円」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月二十三日

東京都品川区西五反田七丁目一三番六号　株式会社アイランドプロファイル　代表取締役　溝口　峰隆

取消公告

令和八年一月七日（号外第三号）掲載の解散公告を取消します。

令和八年一月二十三日

東京都千代田区外神田四丁目七番五号　外神田マーケティング事務所株式会社　代表取締役　田内　広平

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布法律第七号地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律は、同年十二月十二日医療法等の一部を改正する法律の公布により				
四一	上	一四～一五	医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）	医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）
となった。				
同年三月三十一日（号外特第八号）公布法律第十三号所得税法等の一部を改正する法律は、同年十二月十二日医療法等の一部を改正する法律の公布により				
一一五	上	六	医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）	医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）
〃	〃	一五～一六（終りから）	医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）	医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）
〃	下	一五～一六	医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）	医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）
となった。				
同年三月三十一日（号外特第八号）公布政令第百二十一号法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令は、同年十二月十二日医療法等の一部を改正する法律の公布により				
一七七	上	一二三～一二二（終りから）	医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）	医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）
となった。				
同年三月三十一日（号外特第八号）公布政令第百二十四号登録免許税法施行令の一部を改正する政令は、同年十二月十二日医療法等の一部を改正する法律の公布により				
一八二	下	五（終りから）	医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）	医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）
となった。				